



大教委学第1043号

平成30年7月24日

中学校長様

教育長 船見 順

部活動等における熱中症対策の徹底について（通知）

夏季休業期間中の部活動等における熱中症対策については、平成30年7月17日付大教委学第1018号「部活動等の熱中症予防について」（通知）及び「今後ひとり子どもも熱中症にさせないために」に基づいて各学校でお取組いただいているところですが、市内中学校で運動部活動中に脱水症状を起こして救急搬送される事案が発生しております。当該中学校では、暑さ指数（WBGT）を随時確認し、活動中のこまめな休息や水分補給なども定期的に設けていた中での今回の事態です。

つきましては、暑さ指数28℃～31℃レベル以下の環境下においても熱中症が発生する可能性は否定できず、今後、ひとりも熱中症の児童生徒を出さないため、各学校における部活動実施において、以下のような対応をお願いします。

（期間） 7月24日（火）～7月31日（火）

（内容） 屋外及びエアコンの効かない室内環境では、活動時間を次のとおりとする。

午前7：30 ～ 午前9：00

※ 地域行事に吹奏楽部等が参加する場合は、この限りではありません。但し、暑さ指数（WBGT）が31℃に達した場合の参加は見合わせます。地域の主催者団体と事前協議を行ってください。エアコンの効く室内環境では、予定通り実施してもらって結構です。

暑さ指数（WBGT）につきましては、「31℃（危険）」が活動禁止の基準になっていますが、「28～31℃（厳重警戒）」レベル以下においても熱中症が発症する可能性が十分あるという認識を持っていただき、早めの判断、無理のない指導をあらためてお願いします。

なお、8月以降の対応については、あらためて連絡する予定です。

（確認事項）

- 県大会に出場する部活動は、大津市が定めた暑さ指数（WBGT）に基づいて試合出場を認めます。ただし、各会場ごとに暑さ指数が31℃を超えた場合は、命に危険を及ぼすため、出場を認めません。本件については、滋賀県教育委員会並びに県中体連に大津市の子どもを守るための取組について申入れをしています。また、あらかじめ定められている強化練習については、原則半日で実施してください。競技日程に万全を期して、校長が実施の判断をしてください。
- 学校給食に伴う工事がある場合、工事は8：00より開始されます。安全に十分配慮してください。なお、7：30から開始をする場合は、近隣の迷惑にならないようご注意ください。